

# 「指定居宅介護支援」重要事項説明書

あさひが丘荘 居宅介護支援事業所

当事業所は、ご契約者に対して指定居宅介護支援を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

## 1. 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 広友会
- (2) 法人所在地 熊本県菊池市旭志伊坂449番地1
- (3) TEL 0968-37-3636
- (4) 代表者氏名 理事長 上田 巖
- (5) 設立年月日 平成7年12月6日

## 2. ご利用事業所

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業所の目的

指定居宅介護支援事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が可能な限り居宅において、その心身の状態や置かれている環境等を勘案し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、居宅サービスを適切に利用できるようサービス計画を作成するとともに、居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。

- (3) 事業所の名称 あさひが丘荘 居宅介護支援事業所
- (4) 事業所番号 4372600454
- (5) 事業所所在地 熊本県菊池市旭志伊坂449番地1
- (6) TEL 0968-37-4111
- (7) 管理者氏名 所長 上田 美樹
- (8) 当事業所の運営方針

- ① 利用者が要介護状態になった場合においては可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている生活環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険・医療・福祉サービスが多様な事業者から、総合的且つ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように公平中立に行う。
- ④ 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び関係機関等との連携に努める。
- ⑤ 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(9) 事業開始年月日 平成 12 年 4 月 1 日

(10) 利用人員 要介護者 介護支援専門員 1 名当たり 4 4 名  
但し、要支援者のサービス計画を作成する場合は要支援者 3 人を要介護者 1 名に換算する

### 3. 職員の配置状況及び営業時間等

当事業所では、ご契約者（利用者）に対して指定居宅介護支援を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

職 種	配置人員	配置基準	営 業 時 間 等
1. 所 長（管理者）	1（兼務）	1	営業日は月曜日から金曜日
2. 介護支援専門員	1（兼務）	1	営業時間は 8:30 から 17:30

※ 但し、土曜日・日曜日・祝祭日及び 12 月 29 日から 1 日 3 日の営業は休ませていただきます。

### 4. 居宅介護支援の内容

- (1) 居宅で生活している要介護者等が、日常生活を営むために必要な、保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等からの依頼を受けて、利用する居宅サービス等の種類や内容を定めた居宅サービス計画を作成する。
- (2) 居宅サービス計画に基づき、居宅サービス等の提供が確保されるよう居宅サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜を図る。
- (3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、最低 1 ヶ月に 1 回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上での解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ、随時訪問を行う。
- (4) 要介護者等が介護保険施設等へ入所を希望する場合等には、介護保険施設等への紹介、その他の便宜の提供を行う。

### 5. 通常の事業の実施地域

当事業所の通常の事業の実施地域は、菊池市旭志全域とする。

### 6. 利用料等

- (1) 居宅介護支援を提供した際に、利用者から支払いを受ける場合における利用料の額は、法定代理受領分については無料とし、法定代理受領以外の部分については、介護報酬上の告示額（厚生大臣の定める基準額）とする。

- (2) 通常の事業の実施地域以外の地域の利用者について訪問等に係る費用は無料とする。
- (3) 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書（署名押印）を受けるとする。

## 7. 守秘義務に関する対策

- (1) 本事業所の職員は、業務上知り得たご利用者又はご家族の秘密を他にもらしません。
- (2) 職員であった者が、業務上知り得たご利用者又はそのご家族等の秘密などを保持させるために、本事業所の職員で亡くなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員と雇用契約の内容とします。
- (3) サービス担当者会議等において、ご利用者又はそのご家族等の個人情報を用いる場合は、予め、当該利用者又は当該家族等の同意を文書により得ます。

## 8. 身体拘束の禁止

原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束を行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前にご利用者及びご家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 9. 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

ご利用者の人権擁護・虐待の防止のために、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待防止の対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果を職員へ周知します。
- (2) 虐待防止のため指針を整備します。
- (3) 職員に対し、定期的に虐待の防止のための研修を実施します。
- (4) ご利用者の人権及びプライバシー保護、ハラスメント防止等のため職員の教育を行います。
- (5) 虐待防止に関する措置を講じるための担当者を配置します。

※虐待防止担当者・責任者：身体拘束廃止・虐待防止委員会 委員長

## 10. 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時においても、業務を継続又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

## 1 1 . 苦情の受付について

### (1) 事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は、以下の専門窓口で受け付けます。

- ◎ 苦情責任者 所 長 上 田 美 樹
- ◎ 苦情受付担当者 介護支援専門員 上 田 美 樹
- ◎ 受付時間等 毎週 月曜日～金曜日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
- ◎ 受付電話番号 0 9 6 8 - 3 7 - 4 1 1 1

※ 又、苦情受付ボックスを当事業所内に設置しています。

### (2) 第三者委員 氏名 佐藤 義明

【受付時間： 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 】

### (3) 行政機関、その他の苦情受付機関

菊池市役所 高齢支援課	所在地 〒861-1392 熊本県菊池市隈府 888 T E L 0968-25-7215 F A X 0968-25-1522 受付時間 8 : 30 から 17 : 00 まで (土・日・祝祭日は休)
熊本県国民健康 保険団体連合会 介護サービス相 談受付窓口	所在地 〒862-0911 熊本市健軍 1 丁目 18-7 T E L 096-214-1101 F A X 096-214-1105 受付時間 9 : 00 から 17 : 00 まで (土・日・祝祭日は休)
熊本県健康福祉 部 高齢者支援課	所在地 〒862-8570 熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号 T E L 096-333-2215 F A X 096-384-5052 受付時間 8 : 30 から 17 : 00 まで (土・日・祝祭日は休)

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始に同意しました。

利用者住所

利用者氏名

印